

●香川県警察本部告示第1号

香川県警察職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年2月10日

香川県警察本部長 今井宗雄

香川県警察職員の職の設置に関する規程等の一部を改正する規程

(香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 香川県警察職員の職の設置に関する規程(平成12年香川県警察本部告示第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警察官、事務職員、研究職員又は保健師をもって充てる職)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 地域・交通官</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4)～(19) 略</u></p>	<p>(警察官、事務職員、研究職員又は保健師をもって充てる職)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 警察署に次に掲げる職を置き、警察官又は事務職員をもってこれに充てる。</p> <p>(1) 刑事官</p> <p><u>(2) 地域官</u></p> <p><u>(3) 交通官</u></p> <p><u>(4) 総務官</u></p> <p><u>(5)～(20) 略</u></p>

(香川県スクールサポーター規程の一部改正)

第2条 香川県スクールサポーター規程(平成19年香川県警察本部告示第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(サポーター手帳)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 スクールサポーターは、その身分を失ったときは、速やかに、サポーター手帳を<u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長</u>を経由して警察本部長に返納しなければならない。</p> <p>4 スクールサポーターは、サポーター手帳を亡失し、又はき損したときは、直ちに、<u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長</u>を経由して警察本部長に報告しなければならない。</p>	<p>(サポーター手帳)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 スクールサポーターは、その身分を失ったときは、速やかに、サポーター手帳を<u>香川県警察本部生活安全部少年課長</u>を経由して警察本部長に返納しなければならない。</p> <p>4 スクールサポーターは、サポーター手帳を亡失し、又はき損したときは、直ちに、<u>香川県警察本部生活安全部少年課長</u>を経由して警察本部長に報告しなければならない。</p>

(香川県少年警察活動実施規程の一部改正)

第3条 香川県少年警察活動実施規程(平成20年香川県警察本部告示第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(少年サポートセンターの設置)</p> <p>第4条 活動規則第2条第14号に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)第4条第2項に規定する<u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンター</u>とする。</p> <p>2 <u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課少年サポートセンター</u>には、少年補導職員等のほか、少年相談専門員を配置する。</p> <p>(少年警察部門)</p> <p>第7条 活動規則第4条第1項に規定する少年警察部門は、<u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課</u>(以下「<u>人身安全・少年課</u>」という。)及び警察署の生活安全課(警察署の生活安全・刑事課を含む。以下「<u>署生活安全課</u>」という。)とする。</p> <p>(少年相談)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員(<u>人身安全・少年課</u>及び警察署の職員を除く。)が少年相談を受けたときは、書面により<u>香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課長</u>(以下「<u>人身安全・少年課長</u>」という。)に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(少年事件指導官)</p> <p>第15条 少年に係る事件(以下「少年事件」という。)の捜査及び調査に関する指導等を行わせるため、<u>香川県警察本部生活安全部生活安全捜査課</u>に少年事件指導官を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(少年カード)</p>	<p>(少年サポートセンターの設置)</p> <p>第4条 活動規則第2条第14号に規定する少年サポートセンターは、香川県警察組織規則(平成12年香川県公安委員会規則第7号)第4条第2項に規定する<u>香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター</u>とする。</p> <p>2 <u>香川県警察本部生活安全部少年課少年サポートセンター</u>には、少年補導職員等のほか、少年相談専門員を配置する。</p> <p>(少年警察部門)</p> <p>第7条 活動規則第4条第1項に規定する少年警察部門は、<u>香川県警察本部生活安全部少年課</u>(以下「<u>少年課</u>」という。)及び警察署の生活安全課(警察署の生活安全・刑事課を含む。以下「<u>署生活安全課</u>」という。)とする。</p> <p>(少年相談)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 職員(<u>少年課</u>及び警察署の職員を除く。)が少年相談を受けたときは、書面により<u>香川県警察本部生活安全部少年課長</u>(以下「<u>少年課長</u>」という。)に当該少年相談の処理を引き継ぐものとする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(少年事件指導官)</p> <p>第15条 少年に係る事件(以下「少年事件」という。)の捜査及び調査に関する指導等を行わせるため、<u>少年課</u>に少年事件指導官を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(少年カード)</p>

第21条 略

2 略

3 前項の場合において、住居地警察署が他の都道府県の警察署であるときは、人身安全・少年課長を通じて送付するものとする。

第21条 略

2 略

3 前項の場合において、住居地警察署が他の都道府県の警察署であるときは、少年課長を通じて送付するものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。